お知らせ information 2012 3

■特別障害者手当等の手当額が改定されます

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の手当支給額が左記の表のとおり改定されます。

この改定は、平成23年全国消費者物価指数の値が前年と比べ、0.3％下がったことによるものです。

なお、これらの手当の支給を受けるためには、市社会福祉課の窓口で認定請求の手続きが必要です。各種手当の対象者は次のとおりです。

※所得や施設入所などによる支給制限があります。詳しくはお問い合わせください。

・特別障害者手当
精神または身体に著しい障がいを有し、日常生活において常時、特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の方。

・障害児福祉手当
精神または身体に著しい障がいを有し、日常生活において常時、特別な介護を必要とする在宅の20歳未満の方。

・特別児童扶養手当
精神または身体に中程度以上の障がいを有している20歳未満の児童を養育（同居または別居監護）している父もしくは母、または父母に代わって養育している方。

問い合わせ／市社会福祉課障がい福祉グループ
☎23―6453

各手当の改定額

手当の種類	3月分まで	4月分から
特別障害者手当（2月、5月、8月、11月に各月の前月までの手当をまとめて支給）	26,340円	26,260円
障害児福祉手当（2月、5月、8月、11月に各月の前月までの手当をまとめて支給）	14,330円	14,280円
特別児童扶養手当 1級（4月、8月、11月に前月までの手当をまとめて支給※11月は11月分を含む）	50,550円	50,400円
特別児童扶養手当 2級（4月、8月、11月に前月までの手当をまとめて支給※11月は11月分を含む）	33,670円	33,570円

■ロタウイルスワクチン接種のご案内

市立稚内病院では、ロタウイルスワクチンの接種を行っています。ロタウイルスに感染すると、激しい嘔吐（おうと）・下痢（げり）を繰り返し、水分補給が十分にできず脱水状態に陥ることがあります。

接種を希望する方は、電話にてご予約ください。

対象年齢・接種回数／生後6週～24週（生後5か月半）までの間に4週以上あけて、2回接種します。

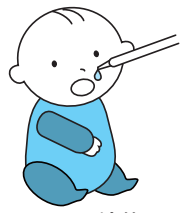
ワクチンは液体の「飲むワクチン」です

接種日時／毎週金曜日13時30分～（受け付け13時～13時30分）
※接種日の3日前までにご予約ください。

料金／
・1回目…15，172円
・2回目…12，684円
※ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンと同時接種した場合、4，700円～9，500円程安くなります。詳しくはお問い合わせください。

予約電話番号／
☎23―4890（平日12時～16時30分）

問い合わせ／市立稚内病院
☎23―2771

■平成24年度 市営住宅補充入居者を募集します

平成24年度中に市営住宅で空き家が生じた場合の補充入居者を募集します。

募集する住宅／富士見、恵比須、宝来、中央、緑ヶ丘、末広、潮見、はまなす、富岡、声問、曲渕、天興の各団地まで

※宝来団地（2DK、2LDK）の募集受け付けは7月9日(月)～13日(金)です。

受付場所／市役所1階　市民相談室

※申し込みの際は、現在の生活状況についてお聞きすることがあります。必ず本人または家族の方がお越しください。

注意事項／
・入居申込者は申し込み資格の条件（収入の基準など）をすべて満たしていなければ申し込みできません。
・平成23年度に補充入居の申し込みを行った方は、3月31日（土）で申込待機権利が消滅します。再度申し込みを行ってください。

※申し込みに関する詳細はお問い合わせください。

申込書配付期間／3月26日（月）～

申込書配付場所／市都市整備課

受付期間／4月9日(月)～13日(金)

問い合わせ／市都市整備課建築・住宅グループ
☎23―6422

■都市計画審議会委員の一般公募を行います

稚内市都市計画審議会では、市民の積極的な意見を都市計画に反映させていくことを目的に一般公募を行っています。

募集要項は次のとおりです。

審議会の役割・審議事項／
・本市が定める都市計画について調整審議します。
・市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議します。
・都市計画に関する事項について関係行政機関に対し意見を申し出ます。
・他の法令により、その権限に属せられた事項も調査審議します。

任期／4月1日～平成26年3月31日（2年間）

応募資格／
・18歳以上の市民で、まちづくりに対して関心を持っている方。
・委嘱の期間中、会議に出席できる方。（ただし、常勤の公務員や市議会議員は除きます。）

※会議は、都市計画の審議案件などがある場合などに開催されます。（年に2回程度を予定しています。）

報酬等について／審議会出席につき支給します。

応募期間／3月12日(月)～23日(金)

応募方法／「都市計画審議会委員一般公募申込書」を記入し、市都市整備課へ提出してください。

申込書は都市整備課窓口、または市ホームページからダウンロードすることができます。

申し込み・問い合わせ／市都市整備課事業推進グループ
☎23―6460

■市税・使用料等の納め忘れはありませんか？

市収納課では、毎年3月から5月までの期間を「滞納整理強化月間」として、市税・国保税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、学童保育料、学校給食費、市営住宅使用料・市営住宅駐車場使用料、土地貸付料、建物貸付料、し尿処理手数料の滞納整理に取り組んでいます。

既に納期が経過して未納となっている税金・使用料等には督促料・延滞金が加算されます。

納付または連絡のない方につきましては、勤務先への給与照会や、各金融機関等への預貯金調査、財産調査を実施して、差し押さえを執行することになります。

なお、病気や失業など、特別な事情がある方はご相談ください。

問い合わせ／
市収納課
・市税及び国保税について…納税グループ
☎23―6395
・使用料等について…税外グループ
☎23―6396